

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方**1 いじめの問題に対する基本的な考え方**

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こりうるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといった危険性もはらんでいる。

こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子でも、どの学校でも起こり得る」を念頭に、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対応」ということについて、学校が一丸となって組織的に取り組んでいくこととする。さらに、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会が総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にも「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

このような考え方を教職員で共有し、本校が掲げる人間関係づくりを土台にし、「考えをつなぎ、学びをつなぎ、心をつなぐ子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童にとって「明日また来たい学校、地域とつながる学校」となるような教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【法第2条】より

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルが大きく関わっていることより、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止のための取組**1 教職員による指導について**

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己肯定感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

- (3) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(表現の仕方の変更)
- (5) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、児童が安心して生活できる場を保障する。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係の態度を育む。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次のような組織を設置する。

- (1) 名称 いじめ対策委員会
- (2) 構成員 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、養護教諭、特支コーディネーター (ただし定例会は、職員会議構成メンバーで行う)
※事案や状況に応じて、家庭・地域・関係諸機関と連携して推進する。
- (3) 役割

委員長	校長	(全体統括)
副委員長	副校長	(保護者、地域等外部との連携)
委員	生徒指導主事	(企画立案並びに推進、事案の概要把握)
	教務主任	(記録、児童の実態把握、活動の推進)
	養護教諭	(児童の実態把握、活動の推進)
	特支コーディネーター	(児童の実態把握、活動の推進、他機関との連携)
- (4) 取組内容
 - ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成 (道徳教育の全体計画への位置付け)
 - ② いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ③ 未然防止、早期発見の取組
 - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告 (各学級・学年の状況報告等)
 - ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (5) 開催時期

月1回を定例会 (職員会議開催日) とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「縦割り班交流活動」や「兄弟学年交流」の取組
- (2) 清掃ピカリ賞の実施 (互いの頑張りを評価)
- (3) 行事取組後のメッセージカード交流 (頑張ったことを認め合っ交流)
- (4) あいさつ大作戦の実施 (毎月1日はあいさつの日)

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校報に掲載して、家庭・地域への広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。
- (6) 地区民生委員児童委員協議会定例会において、いじめの実態や指導方針について説明したり意見をいただいたりする。

6 教職員研修

いじめの防止等の対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回(8月,1月)
- (2) いじめ問題への取組の振り返り(自己診断) 年2回(8月,1月)

Ⅲ いじめの早期発見のために

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、登校時や健康観察の様子、日記、休み時間等も活用する)
- (3) 多くのいじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、特設クラブ活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。(地区懇談会、地区民生委員児童委員協議会定例会等)

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年2回(6月,11月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回(12月)
- (3) 児童との教育相談 年3回(6,11,2月)
- (4) 保護者との教育相談 随時

3 相談窓口

いじめの兆候を発見した時は、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。校内のいじめの相談窓口を下記のとおりとする。(事案によって対応者変更)

- (1) 日常のいじめ相談(子ども,保護者) 全教職員が対応
- (2) 中学校,スクールカウンセラーからの情報 生徒指導主事
- (3) 地域からのいじめ相談 副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談 生徒指導主事,副校長

※関係機関設置の相談窓口は、6ページ参照

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、教育相談担当や養護教諭、関係機関と連携を図りながら指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 **【法第28条①】**

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(当該教育委員会)に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者(当該教育委員会)が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関する事
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関する事

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめにかかわる相談窓口

・全国共通24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310（悩み言おう）
・岩手県教育委員会 いじめ相談電話	019-623-7830（悩みゼロ）
・県北教育事務所 相談電話	0194-53-4991
・総合教育センター ふれあい電話相談	0198-27-2331
・もしもし教育相談	0120-895-114
・岩手県警察本部ヤングテレフォンコーナー	019-651-7867
・社会福祉法人 いのちの電話	019-654-7575
・盛岡地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110